道路PPP研究会 実施要領

(設置)

第1条 国土交通省道路局に、道路PPP研究会(以下、「研究会」という。) を置く。

(目的)

第2条 研究会は、国土交通省成長戦略等を踏まえ、道路事業における官 民連携を推進するため、道路空間のオープン化(民間開放)や、道 路事業における民間資金活用などのあり方・具体策について検討す ることを目的とする。

(研究会の委員)

- 第3条 研究会の委員は、別紙のとおりとする。
 - 2 委員の任期は、研究会の検討が終了するまでの間とする。

(座長)

- 第4条 研究会に座長を置く。 座長は石田 東生(筑波大学教授・学長補佐)とする。
 - 2 座長は、会務を総括し、研究会を代表する。
 - 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその 職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 座長は、審議の必要に応じて、研究会に臨時委員を招聘すること ができる。

(専門部会)

- 第6条 座長は必要があると認める時には、研究会に、研究会の委員等からなる専門部会を置くことができる。
 - 2 専門部会を構成する委員は、座長が指名する。

(審議事項)

- 第7条 研究会は、次に掲げる事項等について、専門的見地から意見を述べ審議する。
 - 道路事業における官民連携に関する事項
 - ・その他関連する事項

(会議等)

- 第8条 会議は、非公開とする。
 - 2 会議資料及び議事概要については、会議後、速やかにHP掲載する。

ただし、会議において特に必要があると認めた資料等については、 非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、第7条の事務を処理するうえで知り得た情報を他に漏ら してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 研究会の事務局は、道路局環境安全課道路環境調査室に置く。

(その他)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- 附則 この要領は、委嘱承諾日の翌日から施行する。

道路PPP研究会

委 員 名 簿

浅見 泰司 東京大学教授

◎石田 東生 筑波大学教授・学長補佐

楓 千里 (株) JTB パブリッシング

執行役員 法人事業部長

久保田 尚 埼玉大学教授

竹内 健蔵 東京女子大学教授

宮本 和明 東京都市大学教授

山本 隆司 東京大学教授

(五十音順、敬称略)

◎は座長